

令和3年8月2日

各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺 雅一

食品の不適切な製造・表示のご報告とお詫び

当組合・れいほく柚子加工場（以下、当該工場）において、食品の不適切な製造の事案3件を確認いたしましたので、事案の概要ならびに対応について以下のとおり報告させていただきます。

当組合では、本年1月13日にご報告した「米の不適切な取扱いに関する調査結果並びに再発防止策等について（以下、1/13再発防止策）」にもとづき執行体制を変更したうえで、再発防止と信頼回復に努めているところです。その過程において、消費者・取引先・生産者の皆さまに対し、当組合への信頼を損ねることとなりましたこと、役職員一同厳粛に受け止め、あらためて深くお詫び申し上げます。

なお、対象商品の成分検査・流通等の実態調査ならびに保健所への報告等に時間を要したため、ご報告が遅れましたこともあわせてお詫び申し上げます。

記

1. 事案の概要

(1) 賞味期限切れの原材料を使用した商品の製造・販売

本年2月26日までに当該工場で製造した一部商品について、賞味期限切れの原料を使用していました。なお、本件は保健所への報告を行い、消費者の信頼を損ねる行為であるとして口頭での指摘を受けました。

商品名	原材料	原材料の賞味期限
ゆずーる 280ml	酒石酸	2015.12.8
しょうが柚 280ml	増粘剤	2014.4.22
郷のゆず すし酢 360ml	酵母エキス	2018.8.8
	椎茸調味液	2017.6.12
おいしし 90g・500g	れんこん	2019.9.27、2020.11.11
	乾燥しいたけ	2018.7.31

(2) 塩素酸の水質基準値を超過した原料水を使用した飲料製造・販売

令和2年8月27日（8月26日採水）に実施した当該工場の原料使用水の水質検査（年1回実施）で食品衛生法による清涼飲料水の原料水の基準値を超える値が検出されました。（基準値：0.6mg/L以下、検査結果：0.69mg/L）

同年9月29日に基準値を下回っているという再検査結果を受け取るまでの間、本来は製造・販売すべきではないにもかかわらず、清涼飲料水7商品（うちJA商品4商品）を製造・販売し、なおかつ本来行うべき回収をしていませんでした。

なお、本件は保健所への報告を行い、食品衛生法に違反するものとして令和3年

7月6日に指導書の発出を受けました。同年7月末には保健所へ改善計画書を提出しています。

(3) 賞味期限の不適正表示

令和2年7月10日に製造した「ぜんまい水煮」について、賞味期限6か月の設定（自主基準）のところを、誤って12か月と印字した商品を道の駅南国の直販所「風の市」に出荷し、24袋を販売しました。同年8月6日の補充納品時に、陳列棚の前回納品商品を確認したところ誤りに気づき、本来は「風の市」に伝え回収告知を掲示すべきであったが、陳列商品の回収のみの対応としていました。

2. 対象商品による健康への影響について

対象商品のサンプルを分析した結果から、お客様の健康への影響はないものと考えています。また、現段階でお客様からの健康に対するご連絡はいただいております。

3. 当面の対応

(1) 返金について：対象商品をご購入のお客様へは全額返金させていただきます。

レシートをお持ちのお客様にはレシートにもとづき返金させていただきます。

レシートをお持ちでないお客様にはお申し出フォーム（別紙）にもとづき当方で確認のうえ、返金させていただきます。

(2) お問合せ先

0120-863-388（フリーダイヤル） または

0887-73-0080（通常電話のため、折り返し当方よりお電話差し上げます）

【受付場所】 れいほく柚子加工場（高知県長岡郡大豊町黒石 200-2）

【受付期間】 令和3年8月2日（月）～8月16日（月）までの2週間

【受付時間】 午前9時～午後5時まで（毎日、土日・祝日も対応）

(3) 寄付について：お客様への返金が十分行えないことが懸念されますので、対象商品の取引量や金額を考慮したうえで、寄付させていただきます。

4. 発生の原因

賞味期限切れの原材料を使用した事案では、当該原料の使用量が微量であることから、賞味期限が切れた後も製造管理者の指示で継続的に使用していました。

塩素酸の水質基準値を超過した原料水を使用した事案では、現場で水質検査の結果を十分確認していませんでした。また保健所からの指摘で基準値を超えていたことを認識した後も、製造管理者が安全性に問題はないと判断し回収をおこりました。

賞味期限の不適正表示の事案では、賞味期限の印字の際のダブルチェックが抜かっていたことで不適正表示が発生しました。

いずれの事案においても製造管理者のコンプライアンス意識の欠如によるものです。組織として法令順守意識の徹底が十分ではありませんでした。

5. 発覚の経緯

職員からの指摘にもとづき内部調査をした結果、事案が発覚しました。

6. 関係者の処分

今後組織する特別調査委員会の調査結果等を踏まえ、役員の管理監督責任や関係職員の処分につきましては、当組合の規程等に基づき厳正に対処いたします。

7. 本事案に関する再発防止策

今後は、弁護士等による特別調査委員会を設置し、経済事業全般に関わる総点検の結果と同委員会の提言に基づき、1/13再発防止策を補強し実施してまいります。

以上

<本件に関する問い合わせ先>
 高知県農業協同組合 統括本部
 組織広報課 大坪・中村
 TEL：088-894-5613

※対象商品ならびに対象となる賞味期限

事案	対象商品	対象賞味期限
①賞味期限切れの原材料を使用	ゆずーる 280ml	2016年7月13日~2021年1月15日
	しょうが柚 280ml	2014年10月22日~2021年6月8日
	郷のゆず すし酢 360ml	2018年3月7日~2021年7月4日
	おいしし 90g・500g	2019年1月31日~2021年8月2日
②塩素酸の水質基準値を超過した原料水を使用	わんぱくゆずじゅーす 280ml	2021年2月28日、2021年3月24日
	小夏じゅーす 280ml	2021年3月7日
	高知ゆず 280ml	2021年5月14日
	しょうが柚 280ml	2021年3月24日
③賞味期限の不適正表示	ぜんまい水煮 70g	2021年7月9日

①賞味期限切れ原料が使用された商品4種



ゆずーる しょうが柚 おいしし 郷のゆずすし酢

②塩素酸過多の水が使用された疑義のあるJA製品4種



わんぱく 小夏じゅーす 高知ゆず しょうが柚
 ゆずじゅーす

③賞味期限表示を誤ったぜんまい水煮70g

